

議案第16号

**東近江市個人情報保護条例及び東近江市個人情報保護条例の
一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について**

東近江市個人情報保護条例及び東近江市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年2月28日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市個人情報保護条例及び東近江市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

(東近江市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 東近江市個人情報保護条例（平成17年東近江市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第26条第1号オ中「第28条」を「第29条」に改める。

(東近江市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 東近江市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年東近江市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」を削り、同号ただし書を削り、同条中第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号の次に3号を加える改正規定のうち同条第7号中「第23条第1項及び第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第22条第2項中「当該請求書を提出」を「開示請求等を」に改め、同条第4項を第5項とし、同条第3項の次に1項を加える改正規定のうち同条第4項中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を、「第23条第1項及び第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。